

第六十二回帝國議會 衆議院

市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ特例ニ關スル法律案委員會會議錄(速記)第二回

付託議案

市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)

會議

昭和七年六月七日(火曜日)午後二時十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 中島 守利君

理事 大神田軍治君

中野勇治郎君 三上 英雄君

牧野 賤男君 安藤 正純君

山根 儀重君

同月六日委員谷原公君辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月七日大神田軍治君ヲ議長ニ於テ選定セリ

同月六日理事谷原公君委員辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月七日大神田軍治君理事ニ當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ

文部大臣 鳩山一郎君

出席政府委員左ノ如シ

文部省普通學務局長 武部 欽一君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

市町村義務教育費國庫負擔法第三條ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)

○中島委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、谷原公君ガ辭退ニナリマシタノデ、大神田軍治君ガ新ニ委員ニナラレマシタ、其結果トシマシテ理事ガ缺員ニナツテ居リマスガ、此理事ノ選舉ハ如何ニ

致シマセウカ

「委員長指名」贊成ト呼フ者アリ

○中島委員長 委員長指名ニ御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○中島委員長 御異議ガナケレバ、大神田軍治君ヲ理事ニ指名致シマス

御質疑ガアレバ此際許シマス

○大神田委員 私、只今委員長ヨリ御報告ノ通り、本日委員ニ御指名ヲ受ケタノデアリマス、隨テ昨日ノ委員會ニハ出席致シマセヌデシタガ、聞ク所ニ依リマスルト、政府ノ御意見トシテ今回ノ特例ニ對シテハ、次年度ヨリ毎年一割ヅ、之ヲ減額ヲシテ、向フ十箇年ニハ矢張舊ニ復スル、町村ニ從來補助シテ居ッタ額ハ、全ク交付スルコトガ出來ナイ、市トシテノ從來ノ取扱ヲ受ケルト云フコトノ御説明デアッタト云フヤウニ伺フテ居リマスガ、若シ左様ナ政府ノ御考デアラレルトスルナラバ、一言吾々ノ考ヲ申上ゲテ、更ニ政府ノ御説明ヲ煩ハシタイノデアリマス、ソレハ我が東京市ハ同ジ自治體デアッテモ、別個ニ是ハ考ヘテ戴キタイ、斯様ナ意見ヲ持ッテ居ルノデアリマス、其理由ハ

御承知ノ如ク義務教育——小學校兒童デアリマスケレドモ、地方ノ人ガ先ヅ教育ヲスルニハ東京デアルト、斯様ニ考ヘテ、兄弟其他緣故者ヲ頼ッテ小學校ノ中カラ東京ヘ寄留ヲシテ、東京市民ト云フ形式ヲ作ッテ東京ノ小學校ニ入レル、斯様ナ小學校ノ兒童マデモ我が東京市ハ厄介ヲ押付ケラレテ居ルト云フヤウナ實例ハ非常ニ多イト思フノデアリマス、併ナガラ東京市民ト云フ形式ヲ執ッテ居リマス爲メ、果シテ是ガ何人アルカト云フ的確ナ數字ヲ現ハスコトハ困難デアリマスガ、事實ニ於テハ中々ノ數ト私等ハ考ヘラレルノデアリマス、ソレハ小學校ノ時分カラ東京ニ子供ヲ在住サセテ置ケバ、中學大學等ニ入學スル爲ニ矢張便利デアルト云フヤウナ色々ノ考モアリマセウ、斯様ナ理由デ非常ニ此數ハ多イヤウニ私等ハ承知シテ居ルノデアリマス、斯様ナ犠牲ニモ非常ニナツテ居リマス

尙ホ其外ニ、是ハ別個ノ問題デアリマスルケレドモ、此義務教育ノ方ニハ、今度ノ特例ニ對シテハ何等ノ關係ノナイ事デアリマスルガ、我が東京市ハ別個ニ考ヘテ戴キタイト云フ理由ノ一ツニナラウト思ヒマスルガ故ニ、モウ一

二點申上ゲテ見タイノハ、失業救濟ナドデモ、調ベテ見マスルト、其失業者ノ八割ハ朝鮮人、一割五分位ガ地方出ノ人、本當ノ東京市民ハ此内僅ニ五分、斯様ナコトデ、悉ク國家ノ爲スベキ仕事ヲ我が東京市ハシテ居ルト思ヒマス、尙ホ貧民救濟、斯様ナ事ニ付テモ、我が東京市ガ數十萬數百萬ノ資金ヲ投ジテ施療病院ヲ建設シ、落成ト同時ニ患者ハ直チニ滿員トナル、幾ツ病院ヲ建テテモ足りナイヤウナ狀態デアル、是等モ矢張東京市民デナケレバ其入院ハ許可セナイノデアリマスルガ、矢張東京市民ト云フ形式ヲ執ッテ入院ヲシテ居ルノデアリマス、即チ寄留屈ヲスル、斯様ナ形式ヲ執ラレマスルモノデアリマスカラ、矢張市トシテハ之ヲ拒絕スルコトガ出來ナイ、是等モ前段申上ゲタ如ク市民ト云フ形式ヲ執ラレルカラ、果シテ地方ノ人ガ何人デアルカト云フ的確ナ數字ヲ茲ニ擧ゲルコトハ不可能デアリマスケレドモ、事實トシテ吾々ノ調ベテ居ル所ニ依リマスト地方人ガ四割位占メテ居ルト思ヒマス、其他國賓デモ御出ニナル時分ニハ、矢張日本ノ代表都市デアリマスルカラ、日本國家ノ體面ヲ保ツ意味モ含マレマ

セウ、常ニ莫大ナ金ヲ掛ケテ此國貨ヲ
遇スルト云フヤウナコトニ付テモ大キ
ナ豫算ヲ計上セラレルノデアリマス、
斯様ナコトデ我ガ東京市ハ國庫ノ犠牲
ニナル支出ガ極メテ多イ、現ニ私等ノ
調ベタ所ニ依リマスルト、米國ノ華盛
頓市ナドハ、矢張東京市ト同ジヤウニ
國庫ノ犠牲ニナル支出ガ極メテ多イ、
此理由ニ依ッテ華盛頓市ノ豫算ニ對シ
テハ政府ガ四割負擔ヲシテ居ル、斯様
ナル事實モアルヤウニ私等ハ承知致シ
テ居ルノデアリマス、斯様ニ東京市ハ
國庫ノ犠牲ニナルコトガ極メテ多イノ
デアリマスルカラ、僅カノ此義務教育
費、今回郡部ガ合併セラレルニ付テ、東
京市ニ對シテハ從來郡部ニ交付シテ
居ッタ額ヲ此際ハ此儘ニ交付スルコト
ニナル特例デアリマスルガ、十年後ニ
ハ矢張元ニ復スルト云フヤウナ政府ノ
御説明デアッタサウデスガ、要スルニ結
論ヲ申シマスレバ、左様ナコトデナク、
東京市ニ對シテハ永久ニ之ヲ交付シテ
戴キタイ、斯様ナ希望ヲ持ッテ居ル譯デ
アリマスガ、政府ノ御意見ヲ伺ヒタイ
ノデアリマス

ニ町村ニ對シテハ市ニ比較シテハ非常
ニ有利ナ條件ニナッテ居ル、此度ノ法律
ノ提案ノ理由デ申上ゲマシタヤウニ、
急激ナル谷化ヲ來タシマス、教育上
ニモ、財政上ニモ、著シキ弊害ヲ伴フ
ト思フノデアリマスノデ、之ヲ緩和シ
ヨウト云フ趣旨カラ出テ來タモノデア
リマシテ、元來ノ立法ノ精神カラ言ヒ
マス、緩和スルト云フ所ニ其目的ガ
存スルモノデスカラ、一定ノ期間ヲ定
メテ、一定ノ期間經過後ニ於テハ義務
教育費國庫負擔法ノ根本ノ精神ニ立歸
ヘルト云フコトニシマセスト、趣旨ガ
透徹致シマセヌ、ソコデ一定ノ期間ト
云フモノヲ定メテ、ソレガ勅令デ十年
ト云フコトニシテ居ルノデアリマス、
併ナガラ此十年ト云フコトモ一定ノ期
間ヲ一應定メタダケデアリマス、若シ
其場合ニ東京市ノ財政ノ都合上、ドウ
シテモ其遺線ガ付カスト云フヤウナ場
合ニ、隨テ教育上ニ非常ナ弊害ヲ及ボ
スト云フヤウナ時ニハ、又其期間ハ延
長スルコトガ出來ルヤウニ考ヘテ居リ
マス、ソレカラ十年間ニ段々ト交付金
ヲ遞減シテ行カウト云フノモ、此法律
ヲ作ッタ趣旨カラシテ、サウ云フヤウニ
ヤッテ行キタイト希望致スコトハ當然
ナ事デアラウト思フ、デアリマスカラ原
則トシテハ毎年逐次遞減スル、是ハ原
則ニ違ヒナイ、ケレドモ東京市ノ財政ガ

如何様ナ方法ヲ講ジテモ、此遞減ニ應
ズルコトガ出來ナイヤウナ逼迫セル財
政状態ヲ繼續シテ居ル場合ニ於テハ、
此遞減ニ付テモ斟酌ヲ加ヘル、即チ例
外トシテハ遞減セザル場合モアルト云
フコトニナッテ居リマス、是ハ市町村義
務教育費國庫負擔法ノ精神、竝ニ此度
例外ヲ設ケマシテ、急激ナル變化ヲ來
スコトヲ緩和スルト云フ今度ノ法律ノ
立法ノ精神カラシテ已ムヲ得ザルモノ
ト考ヘテ居リマス

如何様ナ理由ガアルノデアリマスカ
ラ、只今文部大臣ノ御説明ノ如ク、東
京市ノ財政状態ニ依ッテハ必シモ之ヲ
年々切下ゲル必要ガナイ、切下ゲタク
テモ宜イデハナイカト云ッタヤウナ意
味モ含マレテ居ルヤウニ思フノデアリ
マスガ、ドウカ其點ハ一ツ東京市ニ對
シテ御同情願ヒタイト思フ

○大田委員 是ハ今直チニ文部大臣
ニ私ガ御要求スルト云フ譯デアリマ
セヌ、ソレハ無理ナコト、思ヒマス、
ケレドモ只今申上ゲタ通り、我ガ東京
市ト云フ自治體ハ、他ノ地方市町村ナ
ドト別個ニ考ヘテ戴キタイ、只今私ガ
申上ゲタヤウナ理由ハ、恐ラク政府當
局モ認メラレル所デアラウト思フ、現
在ノ制度ノ下ニ在ッテハ東京市ハ破産
ノ外ナイト思ヒマス、現在六億ノ借金
ノ出來マシタ理由ハ、矢張國庫ノ犠牲
ニナッタ事實ガ多イカラデアラウト思

○山根委員 昨私ハ説明ヲ伺ハナ
カッタノデ能ク分リマセヌガ、政府ハ每
年一割位減額スル、斯ウ云フコトデア
リマスガ……

○山根委員 昨私ハ説明ヲ伺ハナ
カッタノデ能ク分リマセヌガ、政府ハ每
年一割位減額スル、斯ウ云フコトデア
リマスガ……

○山根委員 昨私ハ説明ヲ伺ハナ
カッタノデ能ク分リマセヌガ、政府ハ每
年一割位減額スル、斯ウ云フコトデア
リマスガ……

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

○鳩山國務大臣 市町村義務教育費國
庫負擔法ガドウ云フ趣旨ニ重キヲ置イ
テ出來タカト申シマス、農村振興ト
云フヤウナコトガ主ナル目的トシテ出
來上ッタヤウニ記憶シテ居リマス、其爲

附帶決議

本法ノ規定ニ依リ市ニ交付セラるベ
キ國庫支出金ノ金額ニ基キ市町村義
務教育費國庫負擔法第四條第二項ノ
規定ニ依ル增加交付金ノ金額ガ更ニ
増加スルガ如キコトナキ措置置スベ
シ

右決議ス

之ヲ以テ私ハ賛成ヲ致シタイト思ヒマス、委員長ノ御採決ハ法律案其モノト附帶決議ト御一緒デモ、又別々ニ御採決ナサツテモ、私共ハ異議ハアリマセヌ

○安藤委員 本法ニハ吾々ハ滿腔ノ誠意ヲ以テ賛成致シマス、而シテ今山枅君カラ出サレタ附帶決議ニ付テモ亦賛成ニ吝デハナイノデアリマス

〔贊成者起立〕

○中島委員長 全員一致デアリマス、可決致シマシタ、是デ閉會致シマス
午後二時三十一分散會

昭和七年六月七日印刷

昭和七年六月八日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所